

平成 29 年度
狭山市文化財年報

2018
埼玉県狭山市教育委員会

例 言

- ・ 本書は、平成 29 年度の狭山市教育委員会生涯学習部社会教育課文化財担当の年報である。
- ・ 本書に掲載した埋蔵文化財確認調査等は、事業者の協力を得て行った。
- ・ 発掘調査等に係る資料等の保管・活用は、狭山市教育委員会が行った。
- ・ 本書の執筆は、Ⅳ報告等 1 を吉田弘が、その他の執筆及び編集を安井智幸が行った。

目 次

例言・目次

I 組織・予算等

1 組織	1
2 文化財保護審議会	1
(1) 委員名簿	1
(2) 開催状況	1
3 予算・決算の状況	2

II 事業概要

1 条例・規則・要綱・要領等の施行・改正	3
2 調査・研究	3
(1) 画像・映像資料の収集	3
(2) 博物館資料の収集	3
(3) 埋蔵文化財の確認調査	3
3 管理	7
(1) 指定文化財の維持管理	7
(2) 災害時の文化財管理	7
(3) 文化財センター内資料の整理	7
4 補助	7
(1) 指定文化財管理事業補助	8
(2) 指定文化財（民俗芸能）の振興事業補助	8
5 普及・啓発	8
(1) 講座・展示	8
(2) 刊行物	9
(3) ホームページ等における公開	9

III 資料

1 要綱	10
2 狭山市の指定文化財	18
3 狭山市内の遺跡一覧・遺跡分布図	24

IV 報告等

1 博物館収蔵資料 180002 肖像写真「林宝仙」	26
2 指定文化財「堀兼神社(富士浅間社)本殿厨子附 棟札一枚」	(一)

I 組織・予算等

1 組織

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

教育委員会	教育長	向野 康雄	
生涯学習部	部長	滝嶋 正司	
	次長	杉田 幸伸	
社会教育課	課長	田中 肇夫	
文化財・博物館担当	主幹	吉田 弘	
	主査	石塚 和則	安井 智幸
	主任	三ツ木 康介	
文化財整理作業員		小林 はつみ	岸 幸子
		橋本 弓子	江川 久美子
		名雲 教子	山田 久美子

2 文化財保護審議会

(1) 委員名簿 (◎ : 会長、○ : 副会長)

学識経験者	元埼玉県立博物館学芸員	岩本 克昌
学識経験者	狭山市歴史ガイドの会会員	川田 みな子
学識経験者	元公立小学校教諭	権田 恒夫
◎ 学識経験者	元狭山市立博物館長	高橋 光昭
学識経験者	前狭山市職員	名雲 康仁
学識経験者	前狭山市立博物館協議会委員	橋本 太郎
○ 学識経験者	元埼玉県立博物館長	林 宏一
学識経験者	狭山市歴史ガイドの会会員	樋口 竹子
学識経験者	前公立中学校長	日吉 一博
学識経験者	大東文化大学教授	宮瀧 交二

(2) 開催状況

日程	議題等
第 1 回 (5/30)	(1) 平成 28 年事業報告について (2) 平成 29 年度事業予定について (3) その他報告
第 2 回 (10/31)	(1) 平成 30 年度事業予定 (案) について (2) 指定文化財修復計画 (案) について (3) その他報告
第 3 回 (3/29)	(1) 平成 30 年度文化財保護費予算について (2) 狭山市指定文化財の新指定候補について (3) その他報告

3 予算・決算の状況

(1) 文化財保護事業費 (単位：円)

事業名	当初予算額 (2,752,000)	決算額 (2,450,722)
報酬	216,000	201,600
報償費	28,000	0
旅費	11,000	19,134
需要費	712,000	178,781
役務費	73,000	49,807
委託料	973,000	1,181,920
使用料及び賃借料	5,000	0
工事請負費	153,000	238,680
負担金補助及び交付金	572,000	572,000
公課費	9,000	8,800

※城山砦跡の修繕を見送り、綿貫家「西東」の碑の移転・設置委託及び説明板の新設工事を実施した。

(2) 文化財発掘調査事業費 (単位：円)

事業名	当初予算額 (33,957,000)	決算額 (9,849,041)
賃金	16,849,000	5,800,020
需要費	692,000	92,753
役務費	98,000	0
委託料	6,189,000	0
使用料及び賃借料	9,583,000	3,956,268
工事請負費	546,000	0

※緊急調査に係る開発事業が一部延期となり、発掘調査に係る予算を補正し、減額した。

(3) 博物館管理事業費 (単位：円)

事業名	当初予算額 (74,362,000)	決算額 (74,202,766)
非常勤職員報酬	116,000	100,800
修繕料	2,000,000	1,089,720
指定管理料	74,032,000	73,010,000
賃借料	3,000	2,246

※博物館指定管理料(消費税8%)が基本協定書締結時の年度別債務負担行為額(消費税10%)より減じたほか、消防設備点検により、緊急に修繕する箇所(排煙設備)が生じ、修繕料を増額した。

Ⅱ 事業概要

1 条例・規則・要綱・要領等の施行・改正

条例・規則・要綱・要領名	決裁	主な内容
狭山市埋蔵文化財取扱要綱	平成 30 年 1 月 15 日 (教育長決裁)	埋蔵文化財に関する事務を円滑に実施すること目的とした、事前協議に係る要綱を施行した。
狭山市民俗芸能振興事業費補助金交付要綱	平成元年 3 月 24 日 (教育長決裁)	施行期間が平成 30 年 3 月末日をもって失効することから、終期を 3 年間延長した。
狭山市指定文化財管理事業費補助金交付要綱	平成元年 3 月 24 日 (教育長決裁)	施行期間が平成 30 年 3 月末日をもって失効することから、終期を 3 年間延長した。

2 調査・研究

(1) 画像・映像資料の収集

文化財名	撮影日	形態
お諏訪様のなすとりかえ	8 月 26 日	デジタル写真
八幡神社鹿子舞	9 月 9 日～11 日	デジタル写真・映像
入曽の獅子舞	10 月 14～15 日	デジタル写真・映像
上赤坂の獅子舞	10 月 21 日	デジタル写真・映像
大国神社星祭	12 月 22 日	デジタル写真
常泉寺観音待ち	1 月 11 日	デジタル写真
水富根岸浅間神社遷宮	1 月 21 日・2 月 22 日	デジタル写真
西浄寺甲子講	2 月 1 日	デジタル写真
野々宮神社節分	2 月 3 日	デジタル写真
梅宮神社甘酒祭	2 月 10～11 日	デジタル写真・映像

(2) 博物館資料の収集

本年度は実績なし。

(3) 埋蔵文化財の確認調査

ア 埋蔵文化財包蔵地照会件数

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
窓口	144	143	152	136	153	161	164	168	117	135	133	172	1,778
電話	8	16	26	12	25	18	17	18	24	14	21	13	212
合計	152	159	178	148	178	179	181	186	141	149	154	185	1,990

イ 確認調査

No.	遺跡名	所在地	調査日	面積 (㎡)	調査結果
1	今宿遺跡	広瀬台 2-11-7	4 月 10 日	540.00	奈良・平安時代遺構 1 件を検出 (今宿 33 次)
2	中原遺跡	狭山 1864-3	4 月 14 日	401.12	縄文時代遺構 1 件を検出。 (中原 5 次)
3	揚櫓木遺跡	大字上奥富 205-1	4 月 17 日	578.00	遺構・遺物なし
4	上広瀬上ノ原遺跡	上広瀬 1393-10	4 月 20 日	107.71	工事立会い。遺構・遺物なし
5	霞ヶ丘遺跡	広瀬台 1-64-2	4 月 24、25 日	1,239.88	奈良・平安時代遺構 4 件を検出 (盛土保存)
6	戸張遺跡	大字上奥富字堂元 159-1 外	4 月 27 日	769.89	奈良・平安時代遺構 1 件を検出 (戸張 3 次)
7	富士見西遺跡	入間川 1-3273-74 外	4 月 28 日	268.02	工事立会い (遺構・遺物なし)
8	今宿遺跡	広瀬台 1-52-9	4 月 28 日	0.60	工事立会い (遺構・遺物なし)
9	城ノ越遺跡	柏原字宮原 2296-12	5 月 1 日	202.87	平成 4 年本発掘調査済
10	金井上遺跡	大字笹井字東原 629	5 月 9、10 日	1,075.29	遺構・遺物なし
11	中原遺跡	狭山 17-35	5 月 19 日	117.13	工事立会い (遺構・遺物なし)
12	金井遺跡	笹井 2-485-20	5 月 22 日	265.75	遺構・遺物なし
13	今宿遺跡	広瀬台 1-555-52	5 月 22 日	161.72	昭和 49 年本発掘調査済
14	金井上遺跡	大字笹井字北原 754-1	5 月 30、31 日	1,157.68	遺構・遺物なし
15	城ノ越遺跡	柏原字宮原 2311-10	6 月 9 日	222.49	遺構・遺物なし
16	城ノ越遺跡	柏原字宮原 2311-2	6 月 9 日	179.24	遺構・遺物なし
17	下向遺跡	加佐志 205-1	6 月 10 日	458.92	工事立会い (遺構・遺物なし)
18	上広瀬西久保遺跡	大字上広瀬字西久保 1177 外	6 月 19～27 日	11,537.00	遺構・遺物なし
19	富士見北遺跡	富士見 1-6006-2	6 月 22 日	185.98	遺構・遺物なし
20	鳥ノ上遺跡・小山ノ上遺跡・上双木遺跡	柏原 907 の一部 外	6 月 26～28 日	4,064.00	奈良・平安時代遺構 16 件を検出 (本発掘調査予定)
21	坂上遺跡	大字下奥富 508-7	7 月 7 日	305.00	奈良・平安時代遺構 2 件を検出 (現状保存)
22	上広瀬上ノ原遺跡	下広瀬 596-12 外	7 月 14 日	103.60	遺構・遺物なし

No.	遺跡名	所在地	調査日	面積（㎡）	調査結果
23	上広瀬西久保遺跡	大字上広瀬字西久保 1136 外	7 月 19 日 ～8 月 2 日	11, 102. 00	時代不明遺構 1 基を検出（本発掘調査予定）
24	霞ヶ丘遺跡	広瀬台 1-65-1	8 月 21 日	124. 09	平成 28 年度確認調査済
25	中原遺跡	狭山 1871-1	8 月 28 日	181. 20	工事立会い。遺構・遺物なし
26	城ノ越遺跡	柏原字宮原 2311-8 外	8 月 31 日	293. 84	遺構・遺物なし
27	今宿遺跡	広瀬台 1-52-9 外	9 月 11 日	1, 374. 09	工事立会い（遺構・遺物なし）
28	城ノ越遺跡	柏原字城ノ越 2385-26	9 月 12 日	262. 88	遺構・遺物なし
29	宮原遺跡	柏原字上宿 1668-1	9 月 14 日	227. 52	遺構・遺物なし
30	富士見南遺跡	富士見 2-6162-10	9 月 15 日	95. 28	遺構・遺物なし
31	御所の内遺跡	柏原 1511-1 外	9 月 19、20 日	1, 953. 45	遺構・遺物なし
32	御所の内遺跡	柏原 1512-1 の一部	9 月 19、20 日	341. 64	遺構・遺物なし
33	戸張遺跡	狭山 533-5 外	9 月 22 日	252. 33	工事立会い（遺構・遺物なし）
34	戸張遺跡	狭山 533-1 外	9 月 22 日	252. 38	工事立会い（遺構・遺物なし）
35	霞ヶ丘遺跡	広瀬台 1-55-8	9 月 29 日	151. 79	遺構・遺物なし
36	上広瀬西久保遺跡	大字上広瀬字西久保 1182 外	10 月 4～12 日	5, 095. 00	遺構・遺物なし
37	西久保遺跡	大字根岸字大原 583-1 他	10 月 6 日	2, 886. 20	平成 21 年度確認調査済
38	城ノ越遺跡	柏原字宮原 2311-6 外	11 月 21 日	236. 41	遺構・遺物なし
39	峰遺跡	狭山 1929-16	11 月 21 日	171. 87	遺構・遺物なし
40	中原遺跡	狭山 624-1	12 月 7 日	100. 00	遺構・遺物なし
41	今宿遺跡	広瀬台 2-11-13	12 月 8 日	0. 72	遺構・遺物なし
42	中原遺跡	狭山 660-12	12 月 12 日	97. 88	遺構・遺物なし
43	峰遺跡	狭山 1907-1	12 月 13 日	469. 02	遺構・遺物なし
44	今宿遺跡	広瀬台 1-16-15	12 月 14 日	169. 00	昭和 44 年度本発掘調査済
45	峰遺跡	狭山 1922-1 の一部外	12 月 26 日	468. 67	遺構・遺物なし
46	滝祇園遺跡	入間川 2-2242-6	1 月 9 日	132. 28	遺構・遺物なし
47	戸張遺跡	大字上奥富字戸張 191-2	1 月 13 日	105. 73	遺構・遺物なし
48	森ノ上遺跡	狭山市柏原字森ノ上 216-1 外	1 月 18 日	37, 549. 60	遺構・遺物なし
49	上広瀬西久保遺跡	大字上広瀬字西久保 736-1 外	2 月 1 日	5, 658. 00	遺構・遺物なし
50	富士見南遺跡	富士見 2-6218-3	2 月 10 日	78. 08	遺構・遺物なし

No.	遺跡名	所在地	調査日	面積（㎡）	調査結果
51	揚櫓木遺跡	大字上奥富字揚櫓木下 19-1 外	2 月 15 日	1,264.59	奈良・平安時代遺構を 1 件 検出（現状保存）
52	城ノ越遺跡	柏原字宮原 2311-2	2 月 20 日	178.99	No. 16 と同じ土地。申請者変更 での再提出
53	峰遺跡	狭山 2000-10 外	2 月 21 日	941.92	平成 4 年度本発掘調査済
54	宮ノ越遺跡	柏原 3630-62	2 月 22 日	200.99	昭和 58 年度本発掘調査済
56	上広瀬上ノ原遺跡	大字上広瀬字上ノ原 1324-5	3 月 1 日	162.79	昭和 44 年度本発掘調査済
57	石無坂遺跡	入間川 4-4441-8	3 月 5 日	369.00	遺構・遺物なし
58	今宿遺跡	広瀬台 1-521-144 外	3 月 7 日	934.10	遺構・遺物なし
55	戸張遺跡	上戸張 209-1	3 月 12 日	198.00	遺構・遺物なし
59	霞ヶ丘遺跡	広瀬台 1-57-14	3 月 23 日	253.00	遺構・遺物なし

ウ 発掘調査

No.	調査名	所在地	調査日	面積（㎡）	調査結果
1	中原遺跡第 5 次	狭山 1864-3	4 月 27 日～5 月 19 日	50.00	縄文時代竪穴住居跡 1 軒、 土壌 2 基検出
2	今宿遺跡第 33 次	広瀬台 2-11-7	5 月 15～29 日	100.00	奈良・平安時代竪穴住居跡 1 軒検出
3	戸張遺跡第 3 次	狭山 1864-3	6 月 5～20 日	50.00	奈良・平安時代竪穴住居跡 1 軒検出
4	城ノ越遺跡第 19 次	柏原字城ノ越 2337-2 外	12 月 12 日～1 月 19 日	105.00	時代不明溝 1 条検出

※ 全て狭山市遺跡調査会が実施。

エ 出土品等整理作業

文化財センターで、出土品の復元・実測等の整理作業を実施した。

No.	調査名	洗浄	注記	接合	拓本	トレス
1	稻荷上遺跡第 7 次	○	○	—	—	—
2	滝祇園遺跡第 4 次	○	○	○	—	○
3	中原遺跡第 5 次	○	○	—	—	○
4	今宿遺跡第 33 次	○	○	—	—	○
5	戸張遺跡第 3 次	○	○	○	—	○
6	鳥ノ上遺跡第 1 次	○	○	○	○	○

3 管理

(1) 指定文化財の維持管理

No.	業務・事業名	形態	実施等団体名
1	県指定史跡七曲井除草管理業務（除草2回、伐採1回）	委託	株式会社 狭山緑化土木
2	城山砦跡内除草・低木剪定等処分業務（2回）	委託	株式会社 狭山緑化土木
3	史跡管理業務（史跡「富士塚」除草及び落葉等処分業務）（1回）	委託	狭山市シルバー人材センター
4	影隠地藏除草管理業務（清掃12回、除草2回）	委託	水富地区根山自治会
5	今宿遺跡除草管理業務（清掃12回、除草3回）	委託	日生さやま台自治会
6	下水野の地藏尊除草管理業務（除草12回）	委託	下水野自治会
7	綿貫家関連石碑「西東」の碑設置業務	委託	徳林寺
8	狭山市指定文化財説明板設置工事（堀兼神社本殿厨子附棟札一枚）	工事	有限会社 タカラ堂
9	綿貫家「西東」の碑説明板設置工事	工事	有限会社 タカラ堂

(2) 災害時の文化財管理

No.	災害	文化財名	被害状況
1	台風5号（8月10日）	七曲井	落下した枝等を回収・処分。桜の枯死確認。
		城山砦跡	狭山ニュータウン側入口に泥の流出を確認。人力で除去。
2	台風21号（10月24日）	城山砦跡	狭山ニュータウン側入口に泥の流出を確認。人力で除去。

(3) 文化財センター内資料の整理

No.	整理対象	作業概要	数量
1	図面	ラベリング一覧表整備	2,190 枚
2	写真（一般文化財関係資料含む。）	スキャニング一覧表整備	13,243 枚
3	寄贈報告書	受付処理一覧表整備	1,008 冊
4	図書資料（電子化）	スキャニング一覧表整備	97 冊

4 補助

(1) 指定文化財管理事業補助（指定文化財管理事業費補助金交付要綱）

No.	実施等団体名	事業内容	実績報告
1	廣瀬神社	廣瀬神社の大ケヤキ樹勢回復	・1号木不定根誘導処置及び細枝剪定 ・1・2号木周辺の地盤改良及び施肥の実施 上記の処置を行い、樹勢回復を図った

(2) 指定文化財（民俗芸能）の振興事業補助（民俗芸能振興事業費補助金交付要綱）

No.	実施等団体名	事業内容	実績報告
1	入曽の獅子舞保存会	入曽の獅子舞 後継者育成	・10月、獅子舞練習、準備 ・10月14日、金剛院にて揃い獅子舞挙行 ・10月15日、入間野神社に奉納舞
2	梅宮神社甘酒祭保存会	梅宮神社甘酒祭 後継者育成	・秋から、謡の練習 ・2月10・11日の大祭にて、謡の奉納
3	八幡神社鹿子舞保存会	入間川の鹿子舞 後継者育成	・8月25日～獅子舞練習 ・9月9日、八幡神社を発し、天満天神社、子ノ神社、諏訪神社、長栄寺の順に舞を奉納。 ・9月10日、八幡神社を発し、旭町愛宕神社、峰町愛宕神社、白山神社、八幡神社の順に舞を奉納。
4	狭山市民俗芸能祭囃子連合会	狭山市民俗芸能祭囃子 後継者育成	・5月、新緑祭りにて囃子屋台2台で共演 ・7月、西武文理大学伝統芸能講座公演 ・8月5・6日、七夕祭りにて3会場で囃子上演
5	上赤坂の獅子舞保存会	上赤坂の獅子舞 後継者育成	・8月、婦人部着付習得会、子供習得会開催 ・9～10月、習得会 ・10月21日、赤坂まつり公開
6	柏原郷土芸能会	柏原祇園ばやし 後継者育成	・毎土曜日、子供会員を対象に練習 ・7月、西武文理大学にて講義及び演奏 ・7月8日、柏原八坂神社宵宮祭 ・7月9日、柏原八坂神社神幸祭 ・1月1日、元旦祭

5 普及・啓発

(1) 講座・展示

No.	開催日	事業名	参加人数	場所	主な内容
1	5月23日	学校講座	48	御狩場小学校	火おこしに挑戦！（体験学習）2組
2	6月2日	出前講座	15	西武狭山台ハイツ	狭山の民俗芸能（講義）
3	6月7日	学校講座	78	広瀬小学校	縄文時代の暮らし（講義）2組
4	6月14日	学校講座	78	広瀬小学校	火おこしに挑戦！（体験学習）2組
5	7月6日	学校講座	78	今宿遺跡	遺跡見学解説2組

No.	開催日	事業名	参加人数	場所	主な内容
6	8月18日	出前講座	11	新狭山公民館	縄文時代の衣食住（講義）、貫頭衣作りに挑戦！（体験学習）、縄文スプーン作りに挑戦！（体験学習）火おこしに挑戦！（体験学習）
7	12月11～18日	文化財展	-	柏原公民館	「柏原の埋蔵文化財」（展示）
8	12月16日	文化財講演会	37	柏原公民館	「縄文土器の文様を作ろう！」「柏原の奈良・平安時代一鳥ノ上遺跡を中心に」（講義）
9	1月27日	文化財防火デー 一防火訓練	-	柏原白鬚神社	第35回狭山市文化財防火デー防火訓練。前日準備まで行ったが、当日残雪のため中止。
10	2月21日	講演会	58	中央寿大学	狭山の民俗芸能（講義）

（２）刊行物

ア 指定文化財調査報告書

平成29年2月1日に指定された、東三ツ木薬師堂木造薬師三尊像並びに十二神将像について、報告書を作成し、狭山市公式ホームページ内で公開した。

イ 埋蔵文化財発掘調査報告書

稲荷上遺跡第6次調査の報告書を刊行し、市内公共施設および周辺自治体に配布した。

（印刷は遺跡調査会で実施。300冊。）

（３）ホームページ等における公開

文化財関連調査報告書・資料のPDFを公開すると共に、地理院地図（電子国土Web）取り込みデータ、総務省統計局提供のjSTAT MAP取り込みデータを公開し、埋蔵文化財、指定文化財、神社・仏閣、石仏の位置情報について閲覧を可能にしました。また、埼玉県埋蔵文化財インフォメーションシステムへのリンクを追加した。

公開方法	内容	件数等
公式ホームページ	文化財関連調査報告書・資料PDFファイル	19件公開
	博物館関連資料PDFファイル	93件公開
	地理院地図（電子国土Web）用Geojsonファイル	1件公開
	jSTAT MAP用シェープファイル	4件公開
	埼玉県埋蔵文化財インフォメーションシステム	リンクを追加
全国遺跡報告総覧	埋蔵文化財調査報告書PDFファイル	26件公開

※1 ホームページに掲載していた埋蔵文化財報告書を、独立行政法人 奈良国立文化財研究所及び島根大学が統括する『全国遺跡報告総覧』に登録し、ダウンロードの便を図った。

※2 国土交通省国土地理院の提供する『地理院地図（電子国土Web）』及び総務省統計局提供の『jSTAT MAP』を活用し、埋蔵文化財、指定文化財、神社・仏閣、石仏の位置情報について閲覧を可能にした。

Ⅲ 資料

1 要綱

(1) 狭山市埋蔵文化財取扱要綱

平成 30 年 1 月 15 日

教育長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号、以下「法」という。）に基づく、埋蔵文化財に関する事務を円滑に実施することにより、狭山市内における文化財の保存及び活用を図るとともに、市民の文化の向上と発展に貢献することを目的とする。

(対象)

第 2 条 狭山市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が埋蔵文化財の保護及び発掘調査の対象とするものは、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について（平成 10 年 9 月 29 日庁保記第 75 号各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知）」に準拠し、次に掲げるものとする。

(1) 原始・古代から近世までに属する遺跡

(2) 近代及び現代に属する遺跡のうち、地域の歴史を理解するに当たって欠くことのできないものと認められるもの

(確認調査の実施等)

第 3 条 市教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する土地（以下「対象地」という。）において開発しようとする事業者、占有者、保持者又は所有者（以下「事業者等」という。）に対して、確認調査等の実施の協力を求めるものとする。

(1) 法第 93 条に規定する周知の埋蔵文化

財包蔵地内の土地

(2) 前号の土地に近接している土地

2 確認調査等の計画及び実施に当たっては、事業者等にその目的と必要性を説明し、十分な理解と協力を求めるものとする。

(指示)

第 4 条 事業者から法第 93 条及び第 94 条に規定する届出または通知があった場合、市教育委員会は、事業者に対して「埋蔵文化財の取扱い基準について」（平成 11 年 3 月 23 日教文第 1563 号各市町村教育委員会教育長あて埼玉県教育委員会教育長通知）に基づき、埋蔵文化財の取り扱いについての指示を行うものとする。

(指導及び助言)

第 5 条 市教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者等に対して埋蔵文化財保護措置のために必要な指導及び助言を行うものとする。

- (1) 確認調査等により埋蔵文化財包蔵地であることが確認された場合
- (2) 工事掘削等により埋蔵文化財が発見された場合
- (3) 事業者等に対して、埼玉県教育委員会より埋蔵文化財の取扱い等に関する指示通知が発せられた場合

(事前協議)

第6条 事業者等は、発掘調査を実施しようとするときは、様式第1号の事前協議申請書を市教育委員会に提出するものとする。

2 市教育委員会は、前項の事前協議申請書を受理したときは、発掘調査の具体的な実施方法について、事業者等と速やかに協議を開始し、工事計画等を調整の上、調整の規模、期間、内容、方法等を様式第2号の埋蔵文化財発掘調査実施計画書において決定し、発掘調査の実施の協力を求めるものとする。

3 市教育委員会は、前項の規定に基づく発掘調査に関する調査指導及び監督を行うものとする。

4 市教育委員会が事業者等の求めに応じて発掘調査主体となる場合の手続きについては、別に定める。

(出土品の取扱い)

第7条 市教育委員会は、前条の発掘調査等による出土品（以下「出土品」という。）について、遺失物法（平成18年法律第73号）に規定する手続を行った後、法及び埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）に基づいて保存等の措置を行うものとする。

2 市教育委員会は、出土品について郷土学習等広く一般市民の用に供し、その活用を図るものとする。

3 市教育委員会は、出土品の保存及び活用について、必要な協力を事業者等に求めることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）

狭山市教育委員会

（申請者）住 所

氏 名

㊞

埋蔵文化財発掘調査事前協議申請書

下記の土地における土木工事等の実施に伴い、埋蔵文化財の発掘調査を委託したいので、狭山市緊急発掘調査事業実施要綱第 2 条の規定に基づき、関係書類を添付し、事前協議を申請します。

記

- 1 発掘予定地の所在及び地番
- 2 発掘予定地の面積
- 3 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 4 発掘調査の目的
- 5 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 6 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 7 発掘着手の予定時期
- 8 発掘終了の予定時期
- 9 出土品の処置に関する希望
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

別 記

1 所在地			
土地所有者	氏名等：		
2 調査面積	m ²	(連絡先)	
3 遺跡の種類	散布地 礫群等 貝塚 集落跡 古墳群 古墳 横穴 窯跡 祭祀 経塚 墓 寺社跡 城館跡 石造遺物 官衙跡 条里跡 その他 ()		
遺跡の名称 いせき めいしょう	(No. —)	員 数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
4 調査の目的 調査の契機	a. 学術研究 () b. 遺跡整備 c. 保存目的の範囲内容確認調査 d. 自然崩壊 e. 開発事業に伴う $\left\{ \begin{array}{l} \text{道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅} \\ \text{工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 ()} \\ \text{宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発} \\ \text{ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業 (農道等含む)} \\ \text{その他の農業関係事業 土砂採取 その他の開発 ()} \end{array} \right.$		
	備 考：		
5 発掘主体者	住 所：		
	氏名等：		
6 発掘担当者	住 所：		
	氏名等：		
	経 歴：		
7 着手予定時期	平成 年 月 日	8 終了予定時期	平成 年 月 日
9 出土品処置			
10 参考事項			

埋蔵文化財発掘調査実施計画書

1 発掘調査事業に係る遺跡の概要

（1）名称等

- ア 名称
- イ 検出された遺構
- ウ 所在地（別紙地図のとおり）
- エ 面積
- オ 備考

（2）特に参考とすべき過去における発掘調査等

- ア 確認調査
- イ 発掘調査

（3）現在の状況

2 発掘調査事業の内容

（1）概要

上記の土地における埋蔵文化財発掘調査を実施し、記録保存を図る。また、現地調査終了後、図面整理、出土した遺物の水洗、注記、復元、実測、資料整理、発掘調査報告書の作成を行うものとする。

（2）調査事務

- ア 文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、その他関係法規を参照して事務を運営するものとする。
- イ 設計、仕様等に変更が生じた場合には、狭山市教育委員会と協議して実施するものとする。
- ウ 現地における発掘調査作業、記録類及び遺物の整理の完了後は、発掘調査報告書を刊行し、周知を図るものとする。また、現地における発掘調査作業、記録類及び遺物の整理の全体が完了しない場合は、年度毎に関係書類を添付した実績報告書を作成し、これに代えるものとする。

（3）調査仕様

- ア 埼玉県埋蔵文化財発掘調査標準を参照して調査を実施するものとする。
- イ 1の（2）に示した調査記録を参照して調査を実施するものとする。

（4）調査組織

- ア 狭山市教育委員会との連絡・協議が円滑に行えるように配慮するものとする。
- イ 作業員には地元有志を積極的に採用するように配慮するものとする。

(2) 狭山市指定文化財管理事業費補助金交付要綱

(平成元年3月24日教育長決裁)
(平成6年3月25日教育長決裁)
(平成11年3月29日教育長決裁)
(平成16年3月9日教育長決裁)
(平成21年3月16日教育長決裁)
(平成24年3月14日教育長決裁)
(平成27年3月17日教育長決裁)
(平成30年2月20日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市指定文化財を管理する所有者又は保持者もしくは保持団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保存・活用のために必要な措置を講じ、本市文化的向上に資するとともに、文化の進歩に貢献することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和57年規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 前条第1項の補助金交付の対象となる事業、対象となる者及び補助率は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助金交付の対象となる事業は、狭山市文化財保護条例施行規則第14条の定めによるものとする。ただし、無形文化財及び民俗文化財のその他の保存事業の範囲は、次の区分による。

ア 上演・実演するにあたり必要不可欠な用具類の修復又は新調事業。

- (ア) 衣装
- (イ) 獅子頭
- (ウ) 面
- (エ) 楽器
- (オ) 祭にあつてはその行事用具
- (カ) その他必要不可欠な物

イ 上演・実演に付随する用具類の修復又は新調事業。

- (ア) 提灯
- (イ) 山車幕
- (ウ) その他上演・実演に付随する物

(2) 補助金交付の対象となる者は、狭山市文化財保護条例第10条第1項の定めにより、当該文化財を所有し、又は保持する個人又は団体とする。

(3) 補助率は、予算の範囲内において、文化財保護条例施行規則第14条の定めにより、上演・実演するにあたり必要不可欠な用具類の修復又は新調事業にあつては事業に要した費用の2分の1以内、上演・実演に付随する用具類の修復又は新調事業にあつては事業に要した費用の3分の1以内とする。

(申請の様式)

第3条 補助金の交付申請書、交付決定通知書、実績報告書及び確定通知書の様式は、規則に定めるところによるものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行し、平成24年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第2条の規定は、平成17年度以後の申請に係る事業について適用し、その他の申請に係る事業については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(3) 狭山市民俗芸能振興事業費補助金交付要綱

(平成元年3月24日教育長決裁)
(平成6年3月25日教育長決裁)
(平成11年3月29日教育長決裁)
(平成16年3月8日教育長決裁)
(平成21年3月16日教育長決裁)
(平成24年3月14日教育長決裁)
(平成27年3月17日教育長決裁)
(平成30年2月20日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、民俗芸能振興活動を行う者又は団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、民俗芸能振興団体を育成し、もって、文化的向上に資することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和57年規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 前条第1項の補助金交付の対象者又は団体及び補助額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助金交付の対象者又は団体は、文化財保護条例第17条第1項の定めによるものとする。

(2) 補助額は、予算の範囲内において、市長が別に定めるものとする。

(申請の様式)

第3条 補助金の交付申請書、交付決定通知書、実績報告書及び確定通知書の様式は、規則に定めるところによるものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行し、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

2 狭山市の指定文化財

(1) 県指定文化財

ア 工芸品

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
1	S29.10.23	さはりの壺	入間川 3-6-14	八幡神社	「さはり」とは、銅を主として錫・鉛（または銀）を加えた、黄白色の合金のことである。壺の高さ 18.7cm、直径 10cm、口径 7cm。

イ 古文書

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
2	S34.3.20	篠井家文書	笹井	個人蔵	篠井家は江戸時代まで笹井観音堂とよばれた本山派修験・聖護院末 28 院の 1 寺院で、その修験関係文書 16 通が指定を受けている。

ウ 無形民俗文化財

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
3	S54.3.27	入曽の獅子舞	南入曽 460 金剛院 南入曽 641 入間野神社	入 曽 の 獅 子 舞 保 存 会	毎年 10 月に、金剛院と入間野神社に奉納される。1 日目は金剛院で揃獅子を、2 日目は金剛院で前狂い・入間野神社で全曲が奉納される。
4	H4.3.11	梅宮神社の甘酒祭り	上奥 富 508 梅宮神社	梅 宮 神 社 甘 酒 祭 保 存 会	毎年 2 月 10 日に座揃式、2 月 11 日に大祭が行われる。関東地方には珍しい頭屋制（氏子組の輪番制）で祭が運営されている。

エ 史跡

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
5	S24.2.22	七曲井	北入曽 1 3 6 6	常泉寺	武蔵野の歌枕として名高い「ほりかねの井」の 1 つといわれる。9 世紀後半から 10 世紀前半にかけて掘られたと考えられる。

オ 旧跡

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
6	S36.9.1	堀兼之井	堀兼 2 2 2 0	堀兼神社	枕草子や千載和歌集で「ほりかねの井」とよばれる漏斗状井戸の 1 つ。直径 7.2m、深さ 1.9m。

カ 天然記念物

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
7	H10.3.17	広瀬神社の大ケヤキ	広瀬 2-23-1	広瀬神社	1本が高さ約32m、幹周り約6.3m、もう1本が高さ約27m、幹周り約6.1m。樹齢はいずれも約800年と推定され、まれにみる巨木である。
8	H15.3.18	笹井産出アケボノゾウ 骨格化石	稲荷山 1-23-1 博物館	狭山市	アケボノゾウは体高1.5～1.8m、体重2～3tと推定され、小柄で長いキバを持つ。入間川流域の笹井で骨格化石が発掘されている。

(2) 市指定文化財

ア 建造物

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
9	S48.3.1	天岑寺惣門	沢5-34	天岑寺	総檜材で、屋根は瓦葺切妻、門全体は沖縄風の様式が感じられる。表間口3.64m、奥行き3mの四脚門である。
10	S48.3.1	広福寺山門	下奥富844	広福寺	白壁が美しい竜宮造りの建築様式を取り、入母屋造りの瓦葺屋根の下は鐘楼になっている。
11	S48.3.1	八幡神社本殿	入間川 3-6-14	八幡神社	唐破風向拝付、千鳥破風付入母屋造りという建築様式で、周囲には見事な彫刻が施されている。
12	S61.11.1	隨身門及び二神像	堀兼2220	堀兼神社	市内唯一の隨身門で、桁行6.85m、梁行4.12m、単層入母屋造りの八脚門である。朱塗りの門の両側には神像が安置されている。

イ 絵画

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
13	S50.3.1	白鬚神社韋駄天の額	柏原1153	柏原白鬚神社	絵馬様式で、幅179cm、左右の高さ113cm、中央の高さ131cm。宝棒を振り上げ、仏舎利を奪った魔王を追いかけている姿が描かれている。
14	S51.4.1	仙人の図	柏原	個人蔵	鉄拐（てっかい）と蝦蟇（がま）が一幅ずつ描かれ、2つで一对をなしている。柴田是真（1807～1891）作。
15	S50.3.1	ねずみの図	柏原1059 (博物館に 寄託)	西浄寺	木の額に描かれた彩色画で、たくさんのねずみが張子の小槌を作っている姿が描かれている。河鍋曉斎（1831～1889）作。
16	S52.9.1	桃園三傑図	上奥富508	梅宮神社	劉備・関羽・張飛の3人が、桃の木の下に会し、兄弟の盟を結んでいるところが描かれている。縦125cm、横180cm、堤等琳作。

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
17	S61.11.1	絹本着色釈迦涅槃図	入間川 2-3-11	徳林寺	釈迦が亡くなったときに、弟子や諸王らが嘆き悲しんでいる姿が描かれている。縦 177.5cm、横 104cm。
18	S61.11.1	絹本着色釈迦八相図	入間川 2-3-11	徳林寺	釈迦の生涯における主要な事跡を、絹本着色釈迦涅槃図と合わせて八つとなるように描いたもの。縦 188.5cm、横 105cm。
19	S61.11.1	紙本着色両界曼荼羅	上奥富354	瑞光寺	金剛界曼荼羅と胎藏界曼荼羅からなる二幅の絵画で、和紙に彩色で描かれている。いずれも、縦 90.5cm、横 81cm。
20	S61.11.1	紙本地蔵十王図付他二幅	根岸 2-5-1	明光寺	十王、地藏菩薩、脱衣婆、修羅の図を合わせて十三幅からなる仏画。いずれも、縦 93cm、横 39cm。

ウ 彫刻

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
21	S51.4.1	慈眼寺阿弥陀如来像	入間川 1-9-37	慈眼寺	ケヤキの一木造。均衡のとれた姿をし、豊かな顔立ちをしている。像高 73cm。
22	S61.11.1	木造聖観世音菩薩坐像	北入曽1366	常泉寺	観音堂の本尊。左手はつぼみの蓮華を持ち、右手は掌を開いて施無畏印を結んでいる。寄木造、像高 54cm。
23	S61.11.1	木造地藏菩薩立像	南入曽460	金剛院	左手に宝珠、右手に錫杖を持ち、顔立ちは豊かで穏やかである。寄木造、像高 79cm。
24	S61.11.1	銅造聖観世音菩薩立像	柏原1027	円光寺	通肩の法衣を着て、頭髮は宝髻（ほうけい）に結い、左手に蓮華のつぼみを持ち、右手は施無畏印を結んでいる。像高 41.5cm、全体高 48cm。
25	S61.11.1	木造不動明王及び二童子立像	柏原2492	永代寺	両眼を大きく開き、右手に剣、左手に索を持った不動明王が、二童子を従えた一組の像である。不動明王の像高 72.2cm、二童子の像高 41.7cm。
26	S61.11.1	木造千手観世音菩薩坐像	広瀬 2-20-1	禅龍寺	11 面 42 手を持ち、光背は舟形の透かし彫りで、雲の中に 11 面の円鏡が散りばめられている。像高 64.6cm。
27	S61.11.1	木造宝冠釈迦如来坐像	笹井 2-17-8	宗源寺	口元から少し白い歯をのぞかせていることから、歯仏とか微笑釈迦牟尼仏ともいわれている。像高 38cm。
28	H29.2.1	木造薬師三尊像並びに十二神将像	東三ツ木 8-1	天岑寺	薬師如来坐像は応永 6 年（1399）常仁の作で寄木造、十二神将像は一木造で、作風から、鎌倉時代後半から室町時代にかけて鎌倉を中心に流行した様式のものと考えられる。日光・月光菩薩像も一木造だが、他の像と違い、江戸時代前期のものと考えられる。

エ 工芸品

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
29	S51.4.1	梅宮神社鰐口	上奥富508	梅宮神社	鰐口は、下方に大きな割れ目があり、布縄で参拝者がたたき鳴らす丸型の鳴器のこと。現在は片側のみ残っている。青銅製、直径 14cm。
30	S61.11.1	御正体(懸仏)	柏原1153	柏原白鬚神社	全部で5面ある。大小の違いはあるものの、青銅の鋳物で円鏡型をなし、十一面観世音菩薩像が鋳出されている。
31	S61.11.1	大水作鎗	柏原	個人蔵	柏原の鎗鍛冶師、増田大水の作で、「武州柏原住大水作」という銘文が刻まれている。全長 67.8cm、穂先の長さ 23.5cm。
32	S61.11.1	神輿	広瀬 2-23-1	広瀬神社	宝形造で、屋根の頂上には鳳凰が立つ、豪華絢爛な神輿。下框の長さ 122cm、屋根上鳳凰までの高さ 228cm。
33	H29.2.1	堀兼神社(富士浅間社) 本殿厨子附 棟札一枚	堀兼2220	堀兼神社	本殿厨子は、黒漆塗りで、前面の扉や梁に、当時流行した意匠や図柄が彫り込まれ、江戸時代前期から中期ごろの武蔵国農村地域の宗教建築の特徴を残している。また、本殿建立の経過が棟札に記載され、神社の歴史が明らかになった。

オ 書跡

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
34	S52.9.1	梅宮神社神号	上奥富508	梅宮神社	「梅宮神社」と彫られた部分に白色塗装が施された木製額。筆者は、儒学者・亀田鵬斎。縦 43.7cm、横 115.6cm。

カ 古文書

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
35	S51.4.1	広瀬村境界絵図面及び 分見野帳	広瀬	個人蔵	江戸期、入間川が氾濫するたび兩岸の村との境界が不明瞭となり、その境界をはっきりさせるために、この図が作られた。

キ 無形文化財

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
36	S52.9.1	笹井豊年足踊り	笹井1962 笹井白鬚神社	笹井豊年足踊り保存会	笹井囃子の演目の1つ。一人の演者が仰向きに寝て両足を立て、足の甲に面(ひょっとこ・おかめ)をつけ、衣装を着せ、囃子に合わせて演じるものである。

ク 無形民俗文化財

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
37	S46.4.1	八幡神社鹿子舞	入間川 3-6-14 八幡神社	入間川鹿子舞保存会	神仏分離政策のとき「獅子でなく鹿子である」といって禁をまぬがれたといわれ、「各盞の儀」と呼ばれる儀式が行われるのも特徴である。
38	S52.9.1	広瀬囃子	広瀬 2-23-1 広瀬神社	広瀬囃子連	江戸末期、笛の村木佐平、天狐の飯島喜十郎を中心におこり、県内では珍しい神田古囃子を今に伝えている。
39	S52.9.1	入曽囃子	北入曽 274-1 野々宮神社	入曽囃子保存会	地元の里神楽を土台に、江戸徳丸より芸人を招き、田口保明など土地の有志に伝授され始まったといわれている。
40	H9.6.2	広瀬浅間神社の 火まつり	上広瀬 983-2 富士浅間神社	水富㊟講中	養蚕の豊作、安産、富士山の鎮火を祈願するために行われる。祭の中心となる「お焚き上げ」は、桑の枝を円柱状に束ねた大・小のたいまつを燃やすもので、近隣には見られない大変貴重なものである。
41	H9.6.2	お諏訪さまの なすとつかえ	入間川 4-2-41 諏訪神社	社務所管理委員会	自作のなすを奉納し、神前に供えてある別のなすをもらって帰り食べると、暑気あたりなど疫病一切に霊験あらたかとされている。
42	H15.11.4	西方囃子	奥富地区	西方囃子保存会	江戸時代に入曽囃子より伝わり、江戸神田囃子の流れをくむ。大正年間、一時途絶えた入曽囃子に逆に伝授したといわれている。
43	H15.11.4	柏原祇園囃子	柏原地区	柏原郷土芸能会	入間市高倉から伝えられた市内唯一の祇園囃子。柏原八坂神社の「天王さま」の夏祭り等で上演されている。
44	H17.12.1	上赤坂獅子舞	上赤坂地区	上赤坂獅子舞保存会	一人立ち三頭のササラ獅子舞。古い太鼓の内側には「安永2年(1773)9月修理」と記されていた。

ケ 有形民俗文化財

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
45	S48.3.1	天岑寺月待供養の碑	沢5-34	天岑寺	幅40cm、高さ131cmという大型の板碑で、阿弥陀三尊来迎図が描かれている。市内に約300基ある板碑の中でも代表的なものである。
46	S61.11.1	絵馬「子返しの図」	柏原1153	柏原白鬚神社	「間引き」(口べらしのために親が生児を殺すこと)をいましめるために奉納されたもの。木製額型で、縦44.3cm、横81.7cm。「陰陽和合図」と一対と考えられる。
47	H25.2.1	絵馬「陰陽和合図」	柏原1153	柏原白鬚神社	富士信仰に基づく産育や孝行の思想を絵解きする内容の絵馬。木製額型で、縦44.3cm、横81.7cm。「子返しの図」と一対と考えられる。

コ 史跡

No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
48	S48.3.1	清水濱臣の墓	狭山531	天岑寺	濱臣は江戸中期の高名な国学者。父・道円が、川越在田中村（現・狭山市狭山）の出身という関係で安穩寺（廃寺）跡に墓がある。
49	S52.9.1	清水八幡	入間川 3-35-9	八幡神社	入間河原で源頼朝の追手に討ち果たされた、清水冠者義高（源義仲の嫡子）をまつるために造られたと伝えられている。
50	S50.3.1	生越道々標	下奥富 496-3	狭山市	昔は武蔵野の一本松道標と呼ばれた。石造角柱型の4面には東西南北と刻まれ、それぞれの行き先地が書かれている。
51	S48.3.1	城山砦跡	柏原 2346-2他	小谷野家・早川家・狭山市	市内唯一の中世城郭で、別名「上杉砦」ともいわれる。「川越夜戦」で上杉憲政などが陣を敷いたと伝えられている。
52	S51.4.1	今宿遺跡	広瀬台 1-22	狭山市	縄文早期から奈良・平安時代（弥生を除く）の住居跡や古墳が数多く見つかり、その内の住居跡3軒が保存（1軒は復元）されている。
53	S52.9.1	影隠地藏	柏原204-1	狭山市	源頼朝の追手に追われた清水冠者義高が、この地藏尊の影に隠れて難を逃れた、との言い伝えがある。
54	S55.6.2	清水宗徳之墓	上広瀬 976付近	清水家	清水宗徳は、機械製糸工場の開設、入間馬車鉄道の敷設などを行い、県議会議員・衆議院議員としても地域発展のために貢献した人である。
55	H18.12.1	旗本小笠原家墓所	沢1120-1	天岑寺	天岑寺を開基した小笠原氏12代にわたる家族の墓所。宝篋印塔・笠付角柱型墓石など43基の墓塔がある。
56	H25.2.1	下水野の地藏尊	南入曽 63-1先	狭山市	水野の新田開発にかかわり亡くなった人を供養するとともに、その子孫の現世と来世の安楽を願って造られたと考えられている。

サ 天然記念物

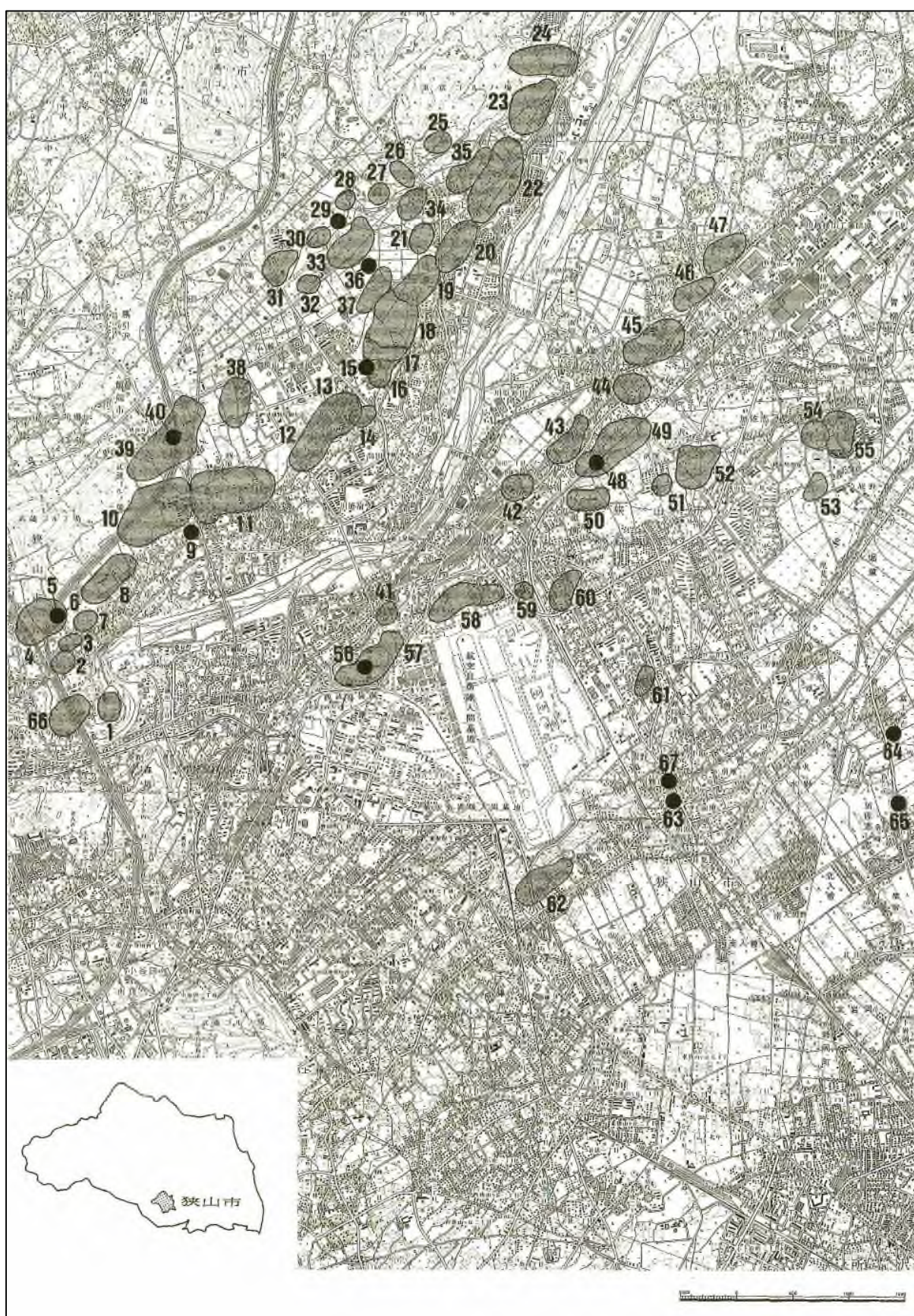
No.	指定 年月日	名称	所在地	所有者 (管理者)	概要
57	S48.3.1	羽黒神社菩提樹	加佐志174	羽黒神社	シナノキ科落葉高木で、6・7月頃淡黄色の花が咲き、葉の裏に直径8mmほどの実を結ぶ。高さ約10m、幹周り約1.9m、樹齢約550年。

3 狭山市内の遺跡一覧・遺跡分布図

【狭山市内遺跡一覧（括弧内は県遺跡番号）】

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 1 東八木窯跡群（22049）奈・平 | 35 宮原遺跡（22017）縄（前～後） |
| 2 八木遺跡（22068）縄（前・中）、奈・平 | 36 下双木遺跡（22078）縄（草） |
| 3 八木北遺跡（22021）奈・平 | 37 上双木遺跡（22077）縄（中・後）、奈・平 |
| 4 八木上遺跡（22022）縄（前・中）、奈・平 | 38 上広瀬西久保遺跡（22073）奈・平 |
| 5 沢口上古墳群（22020）古（後） | 39 西久保遺跡（22069）先、縄（草）、奈・平 |
| 6 笹井古墳群（22019）古（後） | 40 東久保遺跡（22070）先 |
| 7 沢口遺跡（22080）縄（早～中）、古、奈・平 | 41 上諏訪遺跡（22086）縄（中・後） |
| 8 宮地遺跡（22018）縄（中）、奈・平 | 42 滝祇園遺跡（22066）縄（草～後）、古、奈・平 |
| 9 金井遺跡（22071）中 | 43 峰遺跡（22024）縄（中・後）、奈・平 |
| 10 金井上遺跡（22023）縄（草・前）、奈・平、中 | 44 戸張遺跡（22026）縄（前・中）、奈・平 |
| 11 上広瀬上ノ原遺跡（22007）縄（草）、奈・平 | 45 揚樋木遺跡（22027）縄（前・中）、奈・平 |
| 12 霞ヶ丘遺跡（22004）縄（中）、奈・平 | 46 坂上遺跡（22030）縄（中）、奈・平 |
| 13 今宿遺跡（22002）縄（早～中）、奈・平 | 47 稲荷上遺跡（22032）縄（前・中）、奈・平 |
| 14 上広瀬古墳群（22001）古（後） | 48 上中原遺跡（22039）先 |
| 15 森ノ上西遺跡（22079）先 | 49 中原遺跡（22038）縄（早～後）、奈・平 |
| 16 森ノ上遺跡（22008）縄（中）奈・平 | 50 沢台遺跡（22079）縄（中）、奈・平 |
| 17 富士塚遺跡（22009）縄（中）奈・平 | 51 沢久保遺跡（22041）縄（中） |
| 18 鳥ノ上遺跡（22010）奈・平 | 52 下向沢遺跡（22042）縄（中・後）、奈・平 |
| 19 小山ノ上遺跡（22011）縄（中・後）、古～中 | 53 吉原遺跡（22067）縄（前） |
| 20 御所の内遺跡（22012）奈・平 | 54 下向遺跡（22085）縄（前～後） |
| 21 英遺跡（22074）奈・平、中 | 55 台遺跡（22084）縄（前～後） |
| 22 城ノ越遺跡（22013）縄（前・中）、奈・平、中 | 56 稲荷山公園古墳群（22052）古（後） |
| 23 宮ノ越遺跡（22016）縄（前・中）、奈・平 | 57 稲荷山公園遺跡（22051）縄（中） |
| 24 字尻遺跡（22075）縄（前～後）、奈・平 | 58 石無坂遺跡（22083）縄（中）奈・平 |
| 25 丸山遺跡（22037）縄（早・前～後）奈・平 | 59 富士見西遺跡（22082）縄（中）、奈・平 |
| 26 金井林遺跡（22035）縄（前～後） | 60 富士見北遺跡（22072）縄（前・中）、奈・平 |
| 27 鶴田遺跡（22044）縄（前・中） | 61 富士見南遺跡（22081）縄（中） |
| 28 上ノ原東遺跡（22065）奈・平 | 62 町屋道遺跡（22088）縄（前～後）、奈・平 |
| 29 上ノ原西遺跡（22063）縄（中） | 63 七曲井（22046）中 |
| 30 半貫山遺跡（22061）中 | 64 堀兼之井（22047）中 |
| 31 稲荷山遺跡（22058）縄（後） | 65 八軒家の井（22076）中 |
| 32 前山遺跡（22059）縄（中） | 66 八木前遺跡（22087）縄（前・後） |
| 33 高根遺跡（22062）縄（早・中・後） | 67 堀難井遺跡（22089）中 |
| 34 町久保遺跡（22034）縄（中）、奈・平、中 | |

※先：先土器時代、縄：縄文時代、古：古墳時代、奈・平：奈良・平安時代、中：中世



IV 報告等

1 博物館収蔵資料 180002 肖像写真「林宝仙」

吉 田 弘

(1) はじめに

狭山市文化財年報の発行にあたり、文化財担当に係る所掌事務の中で関連ある文化財資料についての調査結果を紹介する。今回紹介する資料は、狭山市立博物館に収蔵されているもので、狭山市柏原にある長谷川家に伝わった写真資料群の中の一枚である。この資料群は、明治10年代から20年代にかけての当時の生業に係る写真を中心に撮影されており、特に、養蚕や製茶の作業工程や、当時の生活を伝える人物については、すでに紹介されているものも少なくない。その撮影内容については、同じく明治10年代から30年代にかけて評判を博していた、いわゆる「横浜写真」¹の原写真としての傾向がみられる。



図1

(2) 資料所見

当資料は、僧侶を被写体とし、楕円の窓に被写体を入れ込んだ、いわゆるウエストアップ・ポートレイトの体裁を持っている

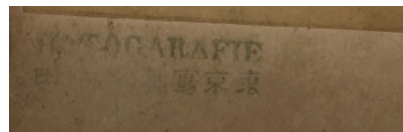


図2

(図1)。印画紙は鶏卵紙を使用し、台紙に

貼り付けられている。台紙寸法は縦169mm 横108mm、印画紙寸法で縦139mm 横104mmを図る。撮影者については不明だが、台紙左下に横書きで「PHOTOGARAFIE」「□□□□□□寫京東」(□は不明)と打刻され、撮影場所については、他の写真の写り込みから長谷川家に関連した場所であることが想定される(図2)。裏面には、表面を左天右地の向きにして横に裏返した状態で「明治十四年八月寫/林寶仙」「長谷川秘蔵」と墨書があり(図3)、「長谷川秘蔵」の下に「長谷川/雅太印」の朱文角印が押されている(図4)。

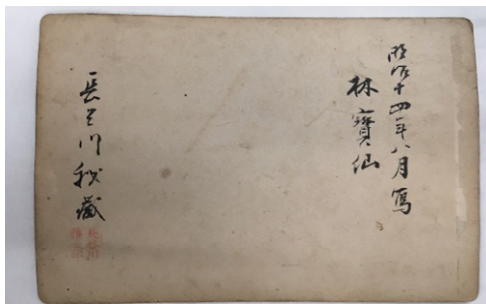


図3

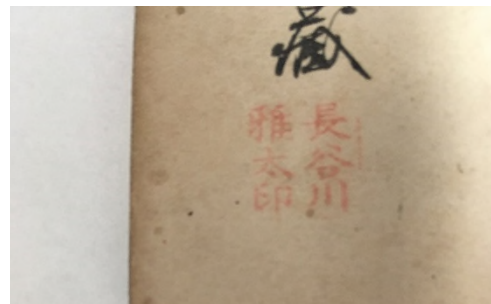


図4

(3) 林宝仙

林宝仙は、河鍋暁斎が出入りしていた東京湯島靈雲寺で修行し、後に埼玉県高麗郡柏原村の西浄寺の住職となった人物である。宝仙は絵を描くことが好きであったことから、暁斎とは互いに靈雲寺にいたころから付き合いがあり、宝仙が西浄寺住職となった後も、暁斎は時折西浄寺に立ち寄り、旧知を分かち合ったとされている。暁斎の自伝である『暁斎画談』によれば、

「○西浄寺林法泉和尚

武蔵国川越の在に柏原村といふ有て当村の西浄寺に住職する林法泉といふ人ハ暁斎氏の門人なるが幼稚より大いに画を書ことを好み妙と賞すべきハ不動明王の像と愛染明王の像なり因つて今法泉和尚の常に得意として筆を採ところの愛染明王の図を写し出して此扣に掲げ同門二三子の為に示すといふ」

ここでは、武蔵国の川越近郊の柏原村というところの西浄寺の住職をしている林法泉という人物が、暁斎氏の門人で、幼少よりたいへん絵を書くことが好きで、特に上手であると賞すべき作としては、不動明王と愛染明王である。今宝仙和尚がいつも得意として筆を採ところの愛染明王の図を写し出して、この控えに掲げて同門の弟子のために示した、とある。

『暁斎画談』では、前後の内容も含め、特定できる年号の記述がないことから、奥付にある「明治二十年六月廿八日」以前の暁斎と宝仙の関係が記されている。

暁斎は、地方の有力者から作画の依頼があり、しばしば川越周辺を立ち寄ることがあったことから、川越近郊である柏原の西浄寺へもたびたび足を運んでいた。狭山市内の暁斎の作品群は、先行研究により多数紹介されているが²、その大部分は、この二人の関係により伝わっているものであると理解できる³。

(4) むすびに

狭山市に伝わる暁斎の作品の代表的なものは、柏原西浄寺の「ねずみの図」「神楽の図」である。この二作の体裁は、「昭和六辛未(1931)年三月十日菅廼家霞岡」によって句会の作品を記録した「甲子集」の内容を前後半に分け、前半の冒頭に「神楽の図」、後半の冒頭に「ねずみの図」を配置して、二枚の横長の絵馬仕立てになっている。この二作と句会の関係性については、「甲子講が盛んであった」西浄寺に由来するという以外、特に資料は確認できていない。現在、暁斎独自の画風で描かれていることと作品の保存状態から、「ねずみの図」が狭山市指定文化財として指定されている。

この二作が西浄寺に伝えられたのは、暁斎と宝仙の関係性によるものであることは従来も指摘されていたところであるが、宝仙の肖像写真が確認されたのは初出である。写真資料については、その内容を精査することで、新たな情報が確認できる可能性があることから、写真資料の調査については、今後の研究調査の余地が残されていると考える。

〔註〕

- 1 「横浜写真」とは、明治10年代から30年代にかけて日本各地の風景や風景などを撮影したモノクロ写真に彩色を施し、海外向けの土産品として輸出した写真である。
- 2 『河鍋暁斎 逸話と生涯』p133～140。また、狭山市近郊の作品については、p141、142 などがある。
- 3 暁斎の自筆記録として知られる『暁斎絵日記』の中では、宝仙は暁斎から「法セン様」「柏原君」などと呼ばれ、二人の関係性が見て取れる。

〔参考文献〕

- 『文庫版 暁斎画談』 瓜生政和著 河鍋洞郁画 河鍋暁斎記念美術館 2015
『暁斎絵日記』1～4 河鍋暁斎筆 河鍋暁斎記念美術館 1、2：1985 3、4：2015
『河鍋暁斎 逸話と生涯』 大野七三著 日本図書刊行会 1994

(五) 今後の課題

保存状態を良好に保つために、本殿厨子の材や構造の詳細を把握する必要があると考える。

註

- (1) 『狭山の社寺誌』(狭山市教育委員会 一九八四年) 三二頁。
- (2) 『川越市史』史料編近世Ⅱ(川越市 一九八二年) 八九五頁。
- (3) 『国史大辞典』(吉川弘文館 一九九二年) 一三卷一三八頁。
- (4) 『狭山の社寺誌』三四～三八頁。
- (5) 『埼玉県板石塔婆調査報告書二』資料編(一)(埼玉県教育委員会 一九八二)。
- (6) 『狭山の社寺誌』三三頁。「庚刀」「甲刀」を「庚刁」「甲刁」に、「太嶋」を「大嶋」に、「子孫繁榮収」、「阿闍梨収」の「収」を「攸」に改めた。

九月十八日 □目平兵衛内女
三浦十右衛門尉

(左面)

松平伊豆守侍従信綱公

堀兼井昔者雖為右所中絶畢武州入間郡川越庄昇拜領時
長谷川源衛門中興也

内容は次の四つになる。

(一::左面) 堀兼井を長谷川遂能が掘り返した。

(二::正面) 慶安三年に遂能が願主となって乗海(前述の明暦二年「別当乗海寛書」筆者)が浅間宮を建てた。

(三::背面) この石造棟札を作ったのは、石屋の太郎兵衛である。

(四::右面) 延宝二年(一六七四)に遂能他数名が、この棟札石を寄進した。

(一)の記事は堀兼井の付近に立てた標識の内容、(二)の記事は、慶安三年に浅間社を建てた当時の棟札の内容、(三)(四)は(一)(二)の内容を延宝二年になってから石に写し、奉納した記事になる。延宝二年のこの事業は、慶安三年に建造した本殿の棟札を、野外設置を前提とした石製の棟札に写し、記録保存を図ったものと考えられる。

(四) 沿革について

以上の資料より、堀兼井浅間社の沿革は、以下の通りとなる。

ア 慶安三年に浅間宮が建造(中興)される。

新田開発の開始時期と重なる慶安三年、堀兼の新田開発を進めた川越藩主松平信綱の家臣、長谷川遂能によって三芳野高松院広福寺の管理の下、「浅間宮」として社殿が建造(中興)される。(石製棟札)(本殿厨子附棟札)

イ 延宝二年に本殿棟札を石製に作り直す。

浅間宮の保存状況が悪かったため、露天でも支障のない石製棟札が作成される。(本殿厨子附棟札)

ウ 延宝六年に堀兼井浅間社として再々建される。

浅間宮の建造(中興)当初から関係の深い、三芳野高松院広福寺(現地の管理は高松院の末の別当心静院)の管理下で再々建される。(本殿厨子附棟札)

エ 元禄七年に三芳野高松院広福寺が棟札を検分し記録する。

(河越御城内天神御社地并寺院由緒覚)

オ 元禄七年以降に「□衛門」によって「居石貳駄」が、「下奥隅村」の「七右衛門 九左衛門」「彦兵衛」によって「居石三駄」が「寄進」される。(本殿厨子附棟札)(河越御城内天神御社地并寺院由緒覚)

「所見」

堀兼井浅間神社本殿厨子の棟札。表面には、慶安三年の事業は古来の霊場の復興という意味も有った事、延宝八年までに同社の土地は除地となり、稲荷と山神と愛宕の三座が末社とされた事、本殿が延宝六年に再建されたこと、三芳山広福寺高松院の憲海が係った事が記載されている。裏面には、この事業に携わった人物が記載されている。また、ほぼ同内容の覚書が三芳野神社文書「河越御城内天神御社地并寺院由緒覚」にあり、その原本となるのがこの本殿厨子附棟札である。

(二) 校合について

三芳野神社文書「河越御城内天神御社地并寺院由緒覚」は元禄七年(一六九四)の覚書で、本殿厨子附棟札の表面の内容をほぼそのまま記してあるが、裏の寄進者の内容は異なる。

史料一 河越御城内天神御社地并寺院由緒覚

棟札裏二

大工 矢嶋太郎兵衛

堀兼村名主 大塚村名主

宮澤半兵衛 宮澤半右衛門

御宮造営ノ人馬 鈴木太郎兵衛 上赤坂村名主

寄進之

組頭拾三人

高橋三左衛門

惣百姓中

このことから、本殿棟札の記述の内、下奥富(記述では隅)村と居石合計五駄の寄進に関する部分は、後世の追記と考えられる。

(三) 石造棟札との関連について

堀兼神社本殿の背面にも石造棟札が安置されており、次のような記述がある。

史料二 石造棟札

(正面)

慶安三^庚天願主藤原朝臣遂能長谷河源衛門尉

名主 半衛門 同 太郎兵衛

奉建立浅間宮一字息延命子孫繁榮攸

御宮地形已上五百人

五月吉祥日 別當河越城内三芳山廣福寺高松院所近所惣百姓

三部都法大阿闍梨攸立乗海代 大工 次郎右エ門

(右面)

延寶^甲天

長谷川源右衛門尉 大嶋左源太内女

祀奉寄進棟札石武運長久子孫繁昌攸

しかつたので、川越藩が松平伊豆守信綱公の治世の時に川越町奉行の長谷川源右衛門遂能が宮殿一字を建立し始め、慶安三年（一六五〇）に完成した。信綱公の嫡孫である伊豆守晴綱公が川越藩主とされた時に、浅間社の上下の地の年貢を免除された。稲荷と山神と愛宕神、以上の三座は末社とされた。浅間宮は既に長い時間を経て損壊しており、また、体裁は狭小となっていた。この度、憲海が新しく神殿を造り奉った。

延宝六年（一六七八）六月吉祥日に三芳山広福寺高松院の堅者法印憲海が謹んで記す。

〔用語〕

- ・松平伊豆守信綱（一五九六～一六六二）江戸時代前期の老中。寛永一六年に武蔵国川越藩主。川越藩主としては、寛永大火後の川越城再建と城下町整備、喜多院・仙波東照宮の再建、新河岸舟運の開設、治水事業、慶安総検地、野火止用水の開削と武蔵野開発、勸農の諸政策を行い、川越藩政の確立に大きく寄与した。⁽³⁾
- ・長谷川源右衛門遂能（一五九五～？）江戸時代前期の松平信綱の家臣の一人。寛永一六年（一六三九）に川越藩の町奉行になっている。一族に遂政、遂直、遂往、遂長、克明、長雅、思誠が見られる。
- ・伊豆守晴綱（一六六〇～一七二五）延宝八年（一六八〇）までの松平信輝の名。武蔵国川越藩の第三代藩主。下総国古河藩の初代藩主。

- ・免除 除地。江戸時代に幕府・大名より年貢を免除された土地。
- ・稲荷 現在の中新田愛宕神社に合祀されている稲荷神社か。祭神は倉稲魂命。同社には文化八年（二八一）銘の狐像一対がある。⁽⁴⁾
- ・山神 境内社の日枝神社か。祭神は大山咋神。本殿壁右面彫刻は中国二十四孝田真兄弟、背面彫刻は俵藤太龍宮入りの弓袋『昔語質屋陣』、左面彫刻は司馬温公瓶割を題材にした精巧な彫刻が三面に施されている。⁽⁴⁾

- ・愛宕 現在の中新田愛宕神社か。明治三十九年の宗教法の改正により、一村一社と定められ堀兼神社に合祀された。終戦後、宗教法の改正に伴い神社本庁の許可を得て再び愛宕神社として、稲荷神社、富士浅間神社を合祀して、中新田の鎮守として祭られている。⁽⁴⁾
- ・三芳山広福寺高松院 三芳野神社の別当寺。明治維新までは川越城本丸の東、天神曲輪の内に鎮座し、祭祀は、別当の天台宗三芳野高松院広福寺によって執り行われていた。

- ・憲海 高松院、喜多院の法印大和尚。明暦の石碑に記載されている。⁽⁵⁾

〔法量〕単位センチメートル

総高一〇二・九、肩高一〇一・六、将棋頭長一・三

将棋肩幅一九・三、下幅一九・〇

〔制作時代〕

延宝六年（一六七八）

(裏面)

御宮造宮主人馬寄進之

□衛門 大工

居石式駄 矢嶋太郎兵衛

高「」堀兼村名主 大塚村名主

「宮澤」半兵衛 宮澤半右衛門

鈴木太郎兵衛 上赤坂村名主

「組頭拾叁」人 高橋三左衛門

惣百姓中 下奥隅村 七右衛門

居石三駄 九左衛門

寄進 彦兵衛

「書き下し文」(表面のみ)

堀兼井浅間社

当社は、古来の霊場な いふど為ると雖も、廃ること年久し。ここに松平伊豆守信綱公御領の時に暨およんで、河越町奉行長谷河源右衛門尉始めて宮殿一字を建立奉り訖おわんぬ。時に慶安三年なり。信綱公の嫡孫伊豆守晴綱公御領の節、浅間の宮居上下の地、これを免除せられ、稻荷・山神・愛宕以上三座の神、末社と為す。浅間宮すでに星霜を経、次第に

損壊に及び、且つ殿制狭小為るによりて、今度某憲海、新たに神殿をば造進奉るものなり。

延寶六年戊午林鐘吉祥日 三芳山広福寺高松院堅者法印憲海謹んで記す。

「意訳」(表面のみ)

(梵字) 堀兼井浅間社

当社は古来の霊場ではあるが、江戸時代の中頃には既に廃れて久

二 堀兼神社（富士浅間社）本殿厨子棟札 一枚

〔保存状況〕

大字堀兼二二二〇番地一 堀兼神社所蔵

(一) 概要

〔形状〕

頭部は尖頭形。胴部は上下同幅型。

〔品質・構造〕

一枚板（材質不詳）

縦に割れているため、胴部裏側中央付近に別材の横木で補強されている。鉄釘で二ヶ所とめられている。上部に木釘が貫通した穴が四箇所開いている。下部には二ヶ所空いている。

〔校合〕「河越御城内天神御社地并寺院由緒覚」

〔表面〕(一) 庚子、(二) 甲戌年迄四十五年也、(三) 後二号信輝、

(四) 河越

〔裏面〕(五) 〳(十) 記述なし

(表面)

當社者雖^ハ為^ト古来之靈場^ニ廢年久^ニ于茲^ニ一^ヲ暨^シ松平伊豆守信綱公御領之

時^ニ河越町奉行長谷河源右衛門尉始奉^テ建^ニ立宮殿一字^ヲ訖^ヌ于時慶安三年^ニ

(梵字) 堀兼井浅間社

也^ニ信綱公之嫡孫伊豆守晴綱公御領之節^ニ浅間宮居上下之地被^レ免^ニ

除^之稻荷山神愛宕以上三座之神為^ニ末社^ニ浅間宮既^ニ經^ニ星霜^ニ漸^ク及^ニ

損壞^ニ且^ツ殿制依^テ為^ニ狭小^ニ今度某憲海新奉^レ造^ニ進^ニ神殿者^ヲ也

延寶六年^{戊午}林鐘吉祥日^四 三芳山福寺高松院堅者法印憲海謹記

IV 報告等

2 指定文化財「堀兼神社(富士浅間社)本殿厨子附 棟札一枚」

安井 智幸

一 堀兼神社(富士浅間社) 本殿厨子 一字

大字堀兼二二〇番地一 堀兼神社内



〔形状〕

一間社入母屋造り、唐破風付。

〔品質・構造〕

木造。黒漆塗り。屋根は一面一枚の板で作られ、丸瓦を模した木材で瓦葺屋根様に見える。平行垂木様の意匠も備える。柱の断面は円形で、斗拱は二手先組。向かって右扉と右隅柱との間には波に昇り竜、左扉と左隅柱の間には波に降り竜の彫刻が施される。唐破風の梁の上部には、鳳凰の意匠が施されており、梁自体には、渦に若葉が彫り込まれている。破風および柱の隅々には鍍金金具が付いている。前面及び両側面の木鼻は、正面に獅子、側面手前側に獏、

奥側に象の精巧な彫刻がある。中備として臺股も備えられている。彫刻及び斗拱は全面金箔押。部分的に残っている顔料から推測すると、建立当初は、鮮やかな色調であったと考えられる。入間野神社の旧浅間神社神殿に似る⁽¹⁾。

〔保存状況〕

厨子の基本構造に大きな破損箇所は無く、形容に歪み等は見られない。柱の塗金は八割程剥離し、下地の漆が露出している。彫刻部分は全体的に凸部分の顔料が剥離し、下塗りの白地が随所で露出している。また、扉と柱との間の竜の頭部、本殿正面の鰐懸魚の装飾彫刻、大鬼の装飾金具は欠落している。鰐懸魚は部品が残存する。

〔法量〕単位センチメートル

総高一八六・八、奥行き一〇九・五、肩幅一一六・八

〔製作時代〕

江戸時代 延宝六年(一六七八)

〔所見〕

禅宗様で背面は簡略化される。斗は長さ二に対し、成が一である。梁に施された文様には、寛文期(一六六一〜一六七三)における虹梁の特徴が見られる。江戸前期から中期への過渡期における武蔵国農村地域の宗教建築を示す資料である。

平成29年度
狭山市文化財年報

平成30年11月1日 発行

発行 狭山市教育委員会
埼玉県狭山市入間川1 丁目23 番5 号
電話 04-2953-1111